

身体的拘束最小化に関する院長表明

当院は、患者さんの尊厳と権利を尊重し、安全で質の高い医療を提供することを基本理念としています。身体的拘束は、患者さんの行動を制限し、身体的・精神的苦痛を与える可能性があることから、原則として行うべきではないものと考えます。

当院では「患者又は他の患者等の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合」を除き、身体拘束を行わない事を基本方針とし身体拘束最小化に向けて組織全体で取り組んでいきます。

当院は、身体的拘束最小化に取り組む体制として、多職種による「身体拘束最小化委員会」を設置し、療養環境の整備、職員研修、ラウンド等を通じて身体拘束最小化に向けた取り組みを継続していきます。

患者さんの一人ひとりの状況に寄り添い、身体拘束によらないケアの実践に職員一丸となって取り組んでまいります。

身体的拘束の実施状況

当院では、身体的拘束の実施状況について定期的に確認・検証を行い、身体的拘束の削減に努めています。

【実施状況】

令和 8 年 9月末 現在 身体的拘束実施率:0% ((3ヶ月実績))

令和8年7月16日

医療法人CLSすがはら

菅原病院

院長 菅原謙三